

第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

第 10 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 2 1（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）策定支援業務

2 業務の趣旨

本業務は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づいた「高齢者福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づいた「介護保険事業計画」の一体的計画（令和 9 年度～令和 11 年度を予定、以下「第 10 次計画」という。）を策定するものである。

また、本業務においては、第 10 次計画策定の基礎データとなる「高齢者の生活と意識に関する調査」の実施及び集計・分析等を含むものとする。

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

（１） 基礎調査

計画策定の基礎資料とするための現状と課題の整理を行い、既存資料（統計資料、行政資料等）を整理分析する。

- ① 現状と課題の整理分析（周辺環境、トレンド、市施策、他市との比較等）
- ② 第 9 次計画の検証
- ③ 令和元年度、令和 4 年度に実施した「藤枝市高齢者の生活と意識に関する調査」及び、令和 7 年度実施予定の「藤枝市高齢者の生活と意識に関する調査」から、経年比較・課題抽出・分析（全体及び圏域ごと）等
- ④ 介護保険の給付実績の分析
- ⑤ 関係団体・機関における実態把握調査
- ⑥ その他、計画策定に必要なデータ・資料などの収集・比較・分析・整理

（２）「藤枝市高齢者の生活と意識に関する調査」の実施

- ① 調査票の作成
- ② 調査票の発送
- ③ 調査票の集計

- ④ 調査結果の分析
- ⑤ 調査結果報告書の作成

(3) 施策策定支援

- ① 第10次計画の策定に向けた提案
- ② 第10次計画の作成に関する支援
- ③ ふらん21推進協議会の運営支援
- ④ パブリックコメントの実施支援
- ⑤ 第10次計画冊子の作成（概要版含む）

(4) 打ち合わせ

- ① 藤枝市介護福祉課・地域包括ケア推進課と綿密な打ち合わせを行うこと
 - ② 打ち合わせ後、議事概要記録を作成すること
 - ③ 打ち合わせの実施場所は、藤枝市役所とする
 - ・藤枝市役所：藤枝市岡出山1丁目11番1号
- 内容に応じて、WEB会議形式による実施も可

(5) その他計画策定に必要な業務

上記仕様及び別紙に定められた業務以外で、委託者が必要と認めた業務については、計画策定に必要な業務として実施するものとする＜提案事項を含む＞

(6) 令和7年度及び令和8年度の各年度における業務は、別紙1のとおりとする。

なお、令和8年度の業務を令和7年度に行うことは妨げないが、委託料の支払いは令和8年度とする。

5 成果品

- (1) 「藤枝市高齢者の生活と意識に関する調査」結果報告書及び概要版
- (2) 第10次計画冊子及び概要版
- (3) その他計画策定支援のために作成した資料及び電子データ

(1) 及び (2) については、印刷物及び電子データ

※上記成果品に関する詳細は別紙1参照

※成果品に関する所有権、著作権等は、すべて藤枝市に帰属する

6 その他

- (1) 委託者との連絡体制等

- ① 委託者の要望に合わせて、常に情報交換できる体制を確立すること。
 - ② 業務の着手にあたり、作成スケジュール等について、委託者と調整・協議すること。
 - ③ 業務の進捗状況について、逐一委託者へ報告すること。
 - ④ 随時示される国・県からの指示事項には、委託者と協議して対応すること。
 - ⑤ 業務を進行する上で必要な書類については、委託者から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (2) 個人情報の取り扱い
- この業務を履行するため知り得た個人情報その他の秘密を、他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。個人情報を取り扱う際は、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取り扱いに努めること。
- 詳細は、別紙2「個人情報取扱特記仕様書」による。
- (3) 「見える化システム」ID貸与について
- 藤枝市の将来推計可能な「見える化システム」IDの貸与に関しては、藤枝市へ申請書・宣誓書を提出すること。
- (4) 環境への配慮
- この業務の履行にあたっては、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減及びリサイクル等環境負荷の低減に努めること。
- (5) 仕様フォント等の指定
- ① 計画表紙の書体等について
 - ・計画名：メイリオ文字（サイズは別途指示）
 - ・副題：メイリオ文字（サイズは別途指示）
 - ・日付：メイリオ文字（サイズは別途指示）
 - ・市名：「市章＋和文（横書き）＋英文」の横組みの組合せ※市章の表示等については、藤枝市作成の「藤枝市シティ・アイデンティティガイドライン」によること
 - ② 本文の書体等について
 - ・基本書体：UDフォント（ユニバーサルフォント）を使用
- (6) カラーユニバーサルデザインへの配慮
- 藤枝市作成の「視覚情報のためのカラーユニバーサルデザインガイドライン」（令和3年1月発行）を参考に、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- (7) 障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供
- この業務の履行にあたっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する

る法律」(平成 25 年法律第 65 号)第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」(平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定)第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

- (8) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良個所が発見されたときは、委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (9) この仕様書に定めのない事項や疑義のある場合は、その都度委託者と協議して決定する。